

中小企業経営改善計画策定支援研修〔実践研修〕について（募集要項） （2025 年度 関西校開催）

1. 研修のねらい

この研修は、中期経営改善計画を策定する中小企業者の支援にあたる税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の資格を持つ者又はそれらが営む事務所の役職員、民間コンサルティング会社の役職員、金融機関の役職員、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の役職員等中小企業の経営支援を行おうとする者に対し、支援に必要なとなる税務、金融及び企業の財務等専門的な知識を、グループ演習を通じて実践的に学び、当該経営改善計画の策定、支援の経験値の向上に寄与することを目的としています。

2. 研修の特徴

- （１）この研修は、中小企業が金融機関からの借入の条件変更を依頼する際に必要となる資料の作成を支援し、併せて金融機関に対する説明を行うという実践的なテーマで実施するものです。
- （２）研修は、すべて演習形式により行います。基本的に講義は行いません。演習は、５～６名程度のグループで行います。
- （３）この研修は、中小企業経営力強化支援法に基づく実務経験の付与を目的とした認定研修です。
- （４）この研修は、日本税理士会、日本公認会計士協会研修関連規則で定める認定研修です。また、日本公認会計士協会のＣＰＤ認定申請の予定です。
- （５）また、財務・会計等の専門的な知識を付与する研修で学んだ知識を活かして本研修を受講することを想定しているため、中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）との親和性を確保しています。

3. 受講対象者

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、経営士等の士業の者、金融機関の役職員、ＮＰＯ法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他中小企業経営力強化支援法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が３年未満の者又は中小企業の経営支援業務の実務経験が３年以上であって、そのうち経営革新等支援業務の実務経験が１年未満の者。

※注）金融機関の現役職員について

当研修では、銀行法に定める普通銀行（兼業規制をされている金融機関で、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信託銀行等）と協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫等）を指します。保険会社、消費者金融、債券回収会社等は該当しません。

ただし、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関の役職員を除く者については、次のいずれかの条件について該当すること。

- （１）経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を３件以上受けていること。（ただし、「経営力向上計画」については、最大１件までしか実績として認めません。）
- （２）中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格していること。

なお、実務経験の判断は、中小機構及び各中小企業大学校では行いません。受験コースの判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である経済産業局に必ずご確認ください。

（ご注意）・理論研修の受講等が必須条件でない士業等の方でも、「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合があります。

- ・研修受講後、選択したコースが誤っていたことがわかった場合でも、コースの変更、研修受講料の返還等を行うことはできませんのでご注意ください。
- ・経営革新等支援機関としてすでに認定されている方もご受講いただけます。ただし、新たに認定を受けようとする方が優先されますのでご了承ください。

- ・ 中小企業大学校（中小機構）にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能です（これまでに、「理論研修」及び「実践研修」の受講を修了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識判定試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です）。なお、更新に際して、「専門的知識判定試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」のいずれの受験・合格が必要かについては、こちらではわかりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局にお問合わせください。

受講条件

- ・ 研修において、経営改善計画のシミュレーションを行う際にマイクロソフト社のエクセルを使用し、マクロ関数などを用いるため、会計ソフト、表計算ソフトなどパソコンのアプリケーションを使用することに抵抗感のない方。また、これらの操作を自主的に学習することができる方。
- ・ 商業簿記３級以上又はそれと同等以上の知識を持つ方。
- ・ パソコンを使用しますので、受講日には各自ご持参ください。

4. 研修の構成・期間

【１回目】２０２５年１０月１６日（木曜）～１０月１７日（金曜）（２日間１２時間）

【２回目】２０２５年１２月２２日（月曜）～１２月２３日（火曜）（２日間１２時間）

<カリキュラム>

	時 間	科 目	内 容
初 日	9:45～10:00	オリエンテーション	・ 研修のねらい、学習目標等概要について説明します。 ・ 研修に必要なパソコンの環境設定の確認を行います。
	10:00～10:30 [0.5H]	演習の進め方について	・ 研究課題（設問）に対する学習の進め方、グループ学習の進め方などについて説明します。
	10:30～17:00 [5.5H]	机上総合演習 （グループ形式による 検討・作業）	・ 中小企業者から資金繰りの相談を受けた場合の緊急性の診断とその対処方法について、演習を通じて学ぶことができます。 ・ 中小企業者が金融機関からの借入の条件変更（リスケジュール）のための説明資料を作成するという設定の机上演習を実施します。
二 日 目	9:30～15:00 [4.5H]		
	15:00～16:30 [1.5H]	グループ発表	・ 主力取引金融機関に説明し、理解を得るという設定により、１班10分～20分程度で発表していただきます。 ・ グループ発表終了後、講師より講評を行います。
	16:30～16:40	終講式	・ 修了証書の授与

※１ 研修内容は変更になる場合があります。

※２ 二日目の講義終了後、17：10 から実践力判定試験を実施いたします。

5. 実践力判定試験の実施

本研修（実践研修）の修了者で、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けたい方に対して、試験を実施し、合否を判定します。

※所定出席日数の９０％以上出席できない場合は、当研修の修了要件を満たさないため研修修了とならず、認定申請に必要となる実践力判定試験は受験できませんので、ご注意ください。

	時 間	科 目	内 容
二 日 目	17:10～18:40 [1.5H]	実践力判定試験	中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充や計算）又は選択式問題

試験概要

- ①中小企業が、中小企業管理会計の導入を前提とした経営状況の把握と、経営方針、利益計画、資金計画の策定とそのアクションプランの策定等中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充・計算問題）又は選択式の試験
 - ②後日、可否の判定結果を郵送いたします。
 - ③不合格の者は、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。
（ただし、再度、本研修を受講する必要はありません。）
- ※試験問題、採点および可否についてのお問合せには一切応じられません。

6. 研修会場・試験会場

中小企業大学校関西校

〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング17階

（最終ページの交通案内図をご参照ください）

7. 募集定員 30名

- ・メールによる申込先着順で受入れ、定員を超えた場合はキャンセル待ちにて受付し、キャンセルが出た際繰り上げのご連絡を致します。キャンセルが出ない場合は受講できません。また、**受講申込書が申込受付期間前に到着した場合は、無効となりますのでご注意ください。**キャンセル待ちとしてお待ちいただく方が多数となった場合、申込受付期間内であっても受付を締め切ることがございます。
- ・「認定経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方も、更新や研鑽等を目的としてご受講いただけます。ただし、受講申込者が多数の場合は、実践力判定試験を受験される方を優先し、同一の法人、機関からの複数名のお申込みを1名に調整させていただく場合がございます。また、第2回目の研修については、申し込み多数の場合は当該年度の理論研修試験（専門的知識判定試験）合格者を優先する場合がありますので、予めご了承ください。

8. 受講料

26,000 円（税込）

※第1回目から第2回目への振替は致しかねます。第1回目から第2回目へ変更される場合は、第1回目をキャンセルのうえ、第2回目を再度お申込みください。

※開講前日までの受講辞退申出に伴う受講料返還の可否及び返還額については、当機構の規定に基づきます。ただし、当研修の開講日以降においては、受講料を返還することは一切できませんので、ご注意ください。

9. 受験料

実践力判定試験を受験希望する方は、8. の受講料のほかに、受験料 5,000 円（税込）が必要です。

※研修の未修了により実践力判定試験の受験資格を有さなくなった場合を含め、理由の如何を問わず、返還することはできません。

10. 受講申込みから受験までのスケジュール

（1）申込受付期間：

【1 回目】

2025年 7月16日（水）9:00～ 2025年 7月25日（金）17:00 必着

【2 回目】

2025年11月17日（月）9:00～ 2025年11月21日（金）17:00 必着



(2) 受講決定通知書兼請求書の送付：開講日の約1か月前から順次郵送します。



(3) 受講料・受験料の納付期限：納付期限は受講決定通知書兼請求書送付時にご連絡します。



(4) 開講日：【1回目】2025年10月16日（木曜）
【2回目】2025年12月22日（月曜）



(5) 試験日：【1回目】2025年10月17日（金曜）
【2回目】2025年12月23日（火曜）

※受験票は、研修を修了された方に当日お渡しいたします。

11. 申込方法

(1) 受講申込書の受付

ホームページ掲載の様式「受講申込書」にご記入（入力）の上、必ず顔写真を添付（プリント）し、申込受付期間内にメールに添付して送信してください。

受講申込書のメール送信先

中小企業大学校関西校 研修課 実践研修担当宛

Email：kenshu-kansai@smrj.go.jp（@も含め全て半角）

- ・ 受講申込書はホームページに掲載されている書式（Word または PDF 形式）をご使用ください。
- ・ 申込方法はメールのみとさせていただきます。郵送、FAX、持参による申込は受け付けておりません。なお、ご提出いただいた書類は、原則、返却致しませんので予めご了承ください。
- ・ 受信したメールについて、受入状況を返信させていただきます。自動返信ではございませんので、返信に少々時間を要しますことご了承ください。

(2) 受講料及び受験料のお振込み

振込先口座等は、受講決定通知書兼請求書にてご案内いたします。振込期限日までに、以下に記載の所定の金額をお振込みください。

- ① 受講と受験をする方 31,000 円（税込）（内訳：受講料 26,000 円＋受験料 5,000 円）
- ② 受講のみの方 26,000 円（税込）

振込の際の注意

- ・ 専用の振込用紙はありません。各銀行に備付けの用紙または A T M等をご利用ください。
- ・ 受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関派遣については必ず認定を受ける機関名を記入して下さい。
- ・ 必ず電信振込指定をお願いします。（文書振込みはお使いいただけません。）
- ・ 振込票（控え）を持って領収書に代えさせていただきます。
- ・ 振込票（控え）・利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは後日確認させていただく場合がございますので、大切に保管してください。
- ・ 期限日までにお振込み頂けなかった場合、ご受講できない場合がございますのでご了承ください。

12. 個人情報の取り扱い

本研修の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、本研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、本試験の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、試験の実施と運営ならびに認定支援機関を申請した際の確認等に関する範囲で取り扱います。

13. 中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）に関するQ & A

<受講条件について>

Q 1：受講条件に挙げられていることは必須ですか？

A 1：本研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための実践能力を得ていただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的な知識（財務、会計、経営計画等）、策定するための必要最低限のパソコンスキルを持っていることが必要となります。

Q 2：実践力判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいでしょうか？

A 2：構いません。ただし、応募多数の場合は、受験を希望する方を優先させていただきます。

Q 3：受講資格について

A 3：受講対象者は、中小企業の経営力強化支援法に基づいて経営改善計画の策定支援を実施する、あるいは実施しようとする者でなければなりません。受講者ごとの要件は、以下のようになっています。

	①中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者	②中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上で、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者	③経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けている者（ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。）	④中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格した者
税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士の資格をお持ちの方	受講可	受講可	—	—
社会保険労務士、司法書士等	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可
金融機関の役職員の方	受講可	受講可	—	—
NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会の役職員の方	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可

※なお、実務経験の判断は、中小機構及び各中小企業大学校では行いません。受講資格の判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である経済産業局に必ずご確認ください。

【ご注意】

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関の役職員が「個人」として経済産業局に認定を受けるための要件の一つが、実践研修を修了することかつ実践力判定試験に合格することです。（理論研修は必須要件ではありません。）ただし、「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合があります。

従って、経済産業局による認定の受け方（個人又は法人）によって、上記のように要件が異なりますので、当校へ受講申込書をご送付される際は、認定申請書をご提出される経済産業局に予めご確認いただく等、お間違いのないようご注意ください。

＜申込書類について＞

Q 4：機関（法人）から受講する場合に、受講申込書の記入方法や振込みの際の注意点はありますか？

A 4：受講申込書は、勤務先の機関（法人）名とし、受講料等の振込名義人も同じにしてください。

キャンセルなどにより当校より返金の手続きをする場合、そのお振込先名あてにお振り込みいたします。

法人でお振り込みを受けて個人に返金、あるいはその逆など、申込名称以外のところへ振込みすることは、トラブルの原因となりますので、同一名称で手続きさせていただきます。

Q 5：写真は、自分がデジカメで撮影したものでもいいですか？

A 5：本人確認のために使用します。顔がはっきりと確認できるもので、画像処理していないものであれば構いません。（写真が不鮮明の場合は、再送付をお願いすることがあります。）

＜研修中の遅刻・早退の取扱いについて＞

Q 6：研修中の遅刻・早退の取扱いについて

A 6：1時間以上の遅刻又は早退の場合は、いかなる理由であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書を発行できなくなりますのでご注意ください。

＜実践力判定試験について＞

Q 7：この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A 7：受講するだけでなく、当校の所定の修了要件を満たす必要があります。修了した方だけが当該試験を受験することができます。

Q 8：試験の結果はどのように通知されるのですか？

A 8：試験終了後、採点及び可否の判定をして全員に合格・不合格の結果を郵送でお送りします。なお、合格者にお送りする合格証書は経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q 9：不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A 9：本研修を修了された方で実践力判定試験に不合格であった方は、中小企業大学校が実施する同試験を再度受験することができます。

お申し込みの際には、受験料と修了証書の写しが必要となります。

＜その他＞

Q10：宿泊先は大学側で用意していただけるのですか？

A10：宿泊先はお手数ですがご自分で確保してください。

関西校には宿泊施設はございません。ご宿泊の際は近隣のビジネスホテル等をご利用ください。

Q11：受講決定後にやむを得ず受講できなくなった場合に、他の開催回に振り替えて受講することはできますか？また、本人が受講できない場合、代わりに同じ機関に所属する他の者が受講することはできますか？

A11：受講申込書においてお申込みされたコースの決められた日程以外では受講できません。また、受講申込書において記入された受講申込者本人以外の方も受講できません。

14. お問い合わせ先

中小企業大学校関西校

〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13

大阪国際ビルディング17階

TEL：06-6530-0029

【周辺図】



■地下鉄をご利用の場合

①地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅

出口(17番)徒歩2分

②地下鉄御堂筋線・中央線「本町」駅

出口(3番又は7番)徒歩5分

※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

以上